

番号	1 ～ 4
項目	「令和 7 年度以降のこども誰でも通園制度における家賃補助金継続を求める要望書」 の内容のとおり
(回答) 令和 7 年度の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施要綱について、令和 7 年 2 月 25 日現在、国から提示されていません。令和 6 年 9 月ごろに示された令和 7 年度の当事業の国予算案では家賃補助の交付は引き続き実施される予定ではあるものの、この補助対象は「令和 7 年度以降に賃借により開設した事業所に限る」となっています。 令和 6 年 10 月に本市担当者がこども家庭庁へ「令和 6 年度に試行的事業を実施している施設は、補助の対象に該当するのか」と確認したところ、令和 7 年度の家賃については、「補助対象外」との回答がありました。 本市としても乳児等通園支援事業にかかる物件の確保が困難な地域もある中で、賃借料補助は有効な施策であると考えていることから、安定した事業運営ができる制度となるよう国に対しても働きかけてまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8665